

許認可等の申請に対する処分の審査基準

指宿市市民生活部環境政策課

許 認 可 等 の 名 称	一般廃棄物収集運搬業の許可
根拠法令等の条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条
法令等の定め又は概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (一般廃棄物処理業) 第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 (第2項～第5項まで 省略)
審 査 基 準	次の要件をすべて満たしている場合に許可を与える。 1 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 2 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2で定める基準に適合するものであること。 4 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 5 専門的知識等を有する証明を公的機関から受けており、証明できること。 6 適正処分が行える技術的資料を提出し、環境政策課内において承認を得ること。
設 定 年 月 日	令和3年 9月17日
標 準 処 理 期 間	60日

許認可等の申請に対する処分の審査基準

指宿市市民生活部環境政策課

許 認 可 等 の 名 称	一般廃棄物処分業の許可
根拠法令等の条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条
法令等の定め又は概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (一般廃棄物処理業) 第七条 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。), 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 (第7項～第10項まで 省略)
審 査 基 準	次の要件をすべて満たしている場合に許可を与える。 1 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 2 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4で定める基準に適合するものであること。 4 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 5 他自治体の一般廃棄物処分業許可を得ていること。 6 専門的知識等を有する証明を公的機関から受けており、証明できること。 7 適正処分が行える技術的資料を提出し、環境政策課内において承認を得ること。
設 定 年 月 日	令和3年 9月17日
標 準 処 理 期 間	90日